

## 薬園台アスリート倶楽部規約

(名称・事務所)

第1条 本会は、薬園台 AC(略称 YAC)と称し、本部を会長宅に置く。(2012.11.25 改訂)

(目的)

第2条 本会は陸上競技を健全に普及発達させることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は以下の通りとする。

(1) 会員

会則2条の趣旨に賛同し、日本陸上競技連盟に登録する陸上競技選手、指導者(コーチ)、公認審判員とし、千葉県に居住または事業所に勤務、または船橋市地域に通勤可能な者とする。

(2) 賛助会員

陸上競技愛好者で本会の設立趣旨に賛同し、当会を援助支援する者とする。

(3) 名誉会員

本会对し特別の功労があり、且つ役員の推薦により総会で承認を得た者。

(会議・役員)

第4条 本会の会議は総会及び役員会とする。

(1) 役員会は毎年12月に開かれる他、会員が必要と認めた時開催する。(2012.03.31 改訂)

(2) 総会は役員会必要と認めた場合開く事ができる。(2012.03.31 改訂)

第5条 本会は以下の役員を置く。

会長:1名、副会長:2名、会計:1名、監査:2名、理事:若干名

第6条 役員を選出及び任期に付いては下記による。

(1) 会長、副会長、監査は総会において選出する。

(2) 理事、会計は会長が委嘱する。

(3) 役員任期は3年とし、3年毎に役員会にて候補者を選定し、総会にて承認を得るものとする。但し、再選は妨げない。

役員欠員が生じた場合は必要に応じて補充する。補充した役員任期は残任期間とする。

(事業)

第7条 本会は目的達成のため、陸連登録、強化練習会、練習場の確保、懇親会、会報の発行、会員名簿の作成、その他必要と認めた事業を行う。

(年会費)

第8条 年会費は陸連登録料を含み以下とし、別途定める金融機関に振り込むものとする。

(1) 会長 2万円、副会長 1万円、会員 3,000円とする。

(2) 小学生の会員は 1,000円とする。

(3) 振込先: ゆうちょ銀行口座: 記号 10580 番号 17678111 ヤクエンダイエーシー

振込口座: 00280-7-81592 薬園台 AC

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。(2012.03.31 改訂)

第10条 入会を希望する者は書面をもって会長に届け出るものとする。退会を希望する場合は会長に理由を記して、その旨を届けなければならない。

第11条 顧問を若干名、名誉会員より指名することができる。顧問は会長の諮問に

応じ、会議に出席し発言権を有するが議決にはあずからない。

第12条 本会会則の変更は役員全員の同意を得て決定する。

(定め無き事項)

第13条 本会の運営に関し、必要な事項が生じた場合は役員会の議決を得て決定する。

(施行)

第14条 本会会則は2008年4月5日より施行する。